

※この規約は、あくまでも一般的な例です。

地方自治法第 260 条の 2 の規定に基づく地縁による団体の認可を受ける場合の規約を作成する際は、市民協働推進課に相談してください。

〇〇自治会規約（例）

制定 〇年〇月〇日

（名称及び事務所）

第 1 条 本会は、〇〇自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を岩国市〇〇町〇番〇号に置く。※「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

（区域）

第 2 条 本会の区域は、岩国市〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

（会員）

第 3 条 本会の会員は、前条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

- 2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的）

第 4 条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住み良い地域社会の形成に資することを目的とする。

（活動）

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事。
- (3) 防災、防火、交通安全に関する事。
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事。
- (5) 〇〇会館の維持管理に関する事。
- (6) ……に関する事。

（役員の種類）

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 部長 各部 1 名
- (5) 班長 各班 1 名
- (6) 監事 〇名

※ 部長、班長等は、会の規模等の必要に応じて設置してください。

（役員を選任）

第 7 条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 部長は、会員の中から、会長が委嘱する。

- 3 班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
- 4 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)
- (5) 班長は、会員との連絡調整を行う。
- (6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会にこれを報告する。この場合において、会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(総会構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年〇月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の〇日前までに通知しなければならない。

(総会審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 活動計画及び活動報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) ……に関する事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

※ 「総会の議長は、会長とする。」とすることも可能です。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) ……

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第19条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) ……
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費及び手当)

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会役員に、手当を支給する。(※兼務の場合は金額の多いほうにする。)

- (1) 会長 年額〇〇〇〇円
- (2) 副会長 年額〇〇〇〇円
- (3) 会計 年額〇〇〇〇円
- (4) 〇〇部長 年額〇〇〇〇円
- (5) 班長 年額〇〇〇〇円
- (6) 監事 年額〇〇〇〇円

(会費)

第23条 本会の会費は、1世帯当たり月額〇円とする。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 25 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。